

事務連絡  
令和5年8月24日

各都道府県 医療政策担当課 御中

内閣官房国土強靱化推進室  
厚生労働省医政局地域医療計画課

### 医療コンテナ保有状況等調査（依頼）

平素より、災害時における医療体制の構築の推進に取り組んでいただき感謝申し上げます。

先日（8/24）、内閣官房国土強靱化推進室と厚生労働省医政局地域医療計画課が合同で、医療コンテナ都道府県説明会を行い、災害時における医療コンテナの活用について情報共有を行うとともに、現在、各都道府県で検討が進められている第八次医療計画に医療コンテナを書き込む場合の留意点等についてご説明させていただいたところです。

今後、医療コンテナ等を活用した災害時の医療提供体制の充実を図るため、まずは、各都道府県や医療機関等における医療コンテナの保有、活用等の状況を把握させて頂きたく存じます。

つきましては、貴管内における医療コンテナの保有状況等について、別添の調査票にて御報告くださいますようお願いいたします。

### 記

#### ■依頼の趣旨

- ・災害時に、各都道府県に設置される災害対策本部や各医療機関等において、災害医療提供体制を維持するために、医療コンテナを活用していくための基礎データの一つとして、各都道府県管内における医療コンテナの保有状況等について調査を行うもの。

#### ■医療コンテナの定義

- ・本調査の対象とする「医療コンテナ」は、「医療コンテナの活用に関する手引き」の第1章で定義されているとおり、コンテナ等の中に医療資機材を搭載することで、医療機能を運搬可能にする「医療モジュール」とし、現場において組立・設置を行う「設置型」と、車輪と一体のトレーラーシャーシ型である「移動型」のいずれかとします。
- ・なお、プレハブやテントのように、移動後に構造物自体の組み立てを行うものは含まないものとします。

■依頼内容

- ・添付エクセルファイルの調査票を用い、記載例を参考に、各都道府県の管内に存在する医療コンテナ（都道府県庁が保有するもののみではなく、市区町村や病院等の医療施設が保有するものも含む）について、1基毎にエクセル1行の各項目をご記入願います。

■提出等

- ・ファイル名冒頭の【】内に都道府県名をご入力いただき、都道府県毎にエクセルファイルを1つご提出ください。
- ・〆切は、10月31日（火）17時までに御提出をお願いいたします。
- ・ご不明点のお問合せ、ご提出は以下の3名までメールにて願います。  
内閣官房国土強靱化推進室 上野、  
厚生労働省医政局地域医療計画課 大山、山田

（提出・問合せ先）  
内閣官房国土強靱化推進室  
上野  
電話：03-6257-1775（直通）  
Mail：masashi.ueno.i9v@cas.go.jp

厚生労働省医政局地域医療計画課  
大山、山田  
電話：03-3595-2185（直通）  
Mail：ooyama-keisuke.0f1@mhlw.go.jp  
yamada-akito@mhlw.go.jp